

# 掲 示

## テーマ設定技術募集方式(推奨技術選定)における公募に係る資料の提出依頼について

平成17年5月31日  
国土交通省大臣官房  
技術総括審議官 金澤 寛

標記について、下記要領により資料を提出されたく公募する。

### 記

#### 1. 公募の目的

公共事業に関連した民間等による技術の開発は、公共工事の品質の確保や安全で安心な暮らしの実現、良好な環境づくり、快適で生活コストの安い暮らしの実現において、大きな役割を担っている。民間等の分野における技術開発が促進され、優れた技術を生み出すためには、有用な新技術を公共工事等に積極的かつ円滑に導入していくことが重要である。

このようなことから、国土交通省では、平成13年度より「公共工事における技術活用システム」を運用し、有用な新技術の活用促進を図っている。

さらに本年度から、新技術の開発が促進され、良い技術が育成し、社会に還元されるスパイラルの確立を目指し再編・強化した、「公共工事等における技術活用システム（評価試行方式、テーマ設定技術募集方式（フィールド提供、推奨技術選定）」を試行的に運用する。このなかのテーマ設定技術募集方式（推奨技術選定）では、産学官の有識者等による新技術活用評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、社会ニーズ・施策ニーズ等に基づく技術テーマを設定し、技術の公募・評価を行い、画期的な技術を推奨技術として積極的に公表する。

また、選定された技術については、適用可能な直轄工事等での活用に務め、技術の普及を図ることとする。

#### 2. 公募技術

##### (1) 公募対象技術

公募対象技術は、以下の社会・施策ニーズのテーマに該当する技術を対象とする。

- 1) 防災・安全に関するテーマ
  - ・公共建造物の防災
  - ・災害検知
  - ・災害復旧
  - ・事故・テロ対策
- 2) 基盤再生・革新に関するテーマ
  - ・ストック診断
  - ・環境低負荷型解体
  - ・長寿命化技術
  - ・ストックの維持・管理
- 3) 環境に関するテーマ
  - ・資源の循環・有効活用
  - ・省エネルギー

- ・水・物質循環の健全化
  - ・都市環境改善
  - ・自然創出
  - ・景観
- 4) その他のテーマ
- ・コスト縮減・省力化
  - ・その他、公共工事等における画期的な技術

平成14年度から継続して募集していた長期的テーマについては以下のテーマで応募すること。

- ・公共事業の画期的なコスト縮減につながる新しい計画、設計から材料、施工法に至る各分野の技術

(公共事業の現状コストを画期的(当該技術を開発するにあたり比較対象とした現在一般的に用いられている従来技術に対して20%以上)に縮減可能な技術を対象とする。)

→4) その他のテーマ 「コスト縮減・省力化」

- ・自然創出に関する画期的な技術

(開発に伴って失われる自然生態系を保全・再生する技術として、豊かな自然環境の保全・再生を行う、画期的であり施工後の効果が計測可能な技術を対象とする。(例えば、「現地における自然再生技術」、「自然再生計画の手法」等))

→3) 環境に関するテーマ 「自然創出」

- ・その他、建設分野における画期的な技術

(上記①、②に該当しないが公共事業を遂行(計画、設計、施工、処分等)する上で画期的な技術を対象とする。)

→4) その他のテーマ 「その他、公共工事等における画期的な技術」

## (2) 「公共工事等における技術活用システム(評価試行方式)」申請技術との扱い

応募技術に関しては、既に(評価試行方式)として登録したものを(推奨技術選定)として申請することが出来るものとする。また、今回の(推奨技術選定)申請にあたり、(評価試行方式)を同時申請することも出来るものとする。

## (3) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、“(1)公募対象技術”で示した条件とともに、以下の条件を全て満たすこと。

- 1) 技術開発が完了し、かつ応募段階で国土交通省の直轄工事等に活用することが可能な技術であること。
- 2) 選定及び事業実施の過程において、選定に係わる者(評価委員会、事務局等)及び事業の遂行に係わる者(地方整備局、事務所)に対して、応募技術の内容を開示することについて問題がないこと。
- 3) 応募技術を事業に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された技術については技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 同一のテーマにおいては、過去においてテーマ設定技術募集方式(平成13～16年度のテーマ設定技術募集システムを含む)に応募した技術は原則として応募することはできない。ただし、過去の応募以降に、技術内容等が変更・改良されたもので、本年の公募対象技術・応募技術の条件に適合するものについては、再応募することができる。(再応募の

場合、応募資料にその変更・改良内容を記載すること。)

- 7) 受付審査後に技術情報を新技術情報システム（以下、NETISという。）上に公表する（「公共工事等における技術活用システムにおける評価試行方式」として登録済の場合は除く）と共に、選定後は推奨技術としてNETIS上に公表すること。また、評価試行方式の応募技術として同時申請を行った場合は、評価試行方式による申請技術の取り扱いに基づき、評価結果等はNETIS上に公表すること。

### 3. 応募資格等

#### (1) 応募者

- 1) 応募者は、応募技術の開発を中心となって実施し、かつ事業を実施又は製品を製造・納入する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間法人」とする。

なお、行政機関<sup>(\*)</sup>、特殊法人（株式会社を除く）及び公益法人（以下、「行政機関等」という。）については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり選定された技術を各地方整備局の事業で活用を図る場合の実施者（請負者）になり難いことから、下記の「共同開発者」としてのみ対象とし、自ら応募者とはなれない。

<sup>(\*)</sup>「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 2) 上記1)の条件を満たすものが複数存在する場合は、応募者が複数になっても差し支えない。

- 3) 応募者は、各地方整備局における「有資格者」<sup>(\*)</sup>である必要はないが、選定された技術の活用にあたっては、「有資格者」の認定が必要となる場合がある。

<sup>(\*)</sup>「有資格者」とは、国土交通省が一般競争（指名競争を含む）に参加するものに対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指す。

- 4) 応募技術の選定結果は、応募者に通知するものとする。

#### (2) 共同開発者

- 1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関し、応募者とはならないまでも参画を行った「個人」や「民間法人」、多寡に係わらず参画を行った「行政機関等」とする。

- 2) 申請する共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者としてNETIS上で公表される。

### 4. 応募方法

#### (1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添の「応募資料作成要領」に基づき作成する。

NETIS（評価試行方式）に未登録の技術については、各地方整備局の技術事務所、港湾空港技術調査事務所又は北海道開発局防災・技術センターの受付窓口へ前もって予約してから応募資料を**持参して**提出するものとする。（技術内容や書類作成の詳細等についてヒアリングを行うため。）

NETIS（評価試行方式）に登録済の技術については、国土交通省本省への郵送（下記郵送先への書留郵便に限る。持参又は電送によるものは受け取らない。）にて提出するものとする。

#### (2) テーマ設定技術募集方式の問い合わせ先

- ・国土交通省大臣官房技術調査課内

新技術活用評価委員会事務局（大木、本間）

（代表）TEL 03-5253-8111（内線 22345、22348）

(3) 受付窓口

- ・北海道開発局 事業振興部 防災・技術センター 技術課  
〒062-8511 北海道札幌市豊平区月寒東2条8丁目3番1号  
011-851-4270 (内線 311)
- ・東北地方整備局 東北技術事務所 技術情報課  
〒985-0842 宮城県多賀城市桜木 3-6-1  
022-365-8211 (内線 412 )  
仙台港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 5-1-35  
022-791-2113 (内線 35)
- ・関東地方整備局 関東技術事務所 技術情報課  
〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1  
047-389-5127 (内線 346)  
横浜港湾空港技術調査事務所 技術開発課 技術開発第二係  
〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4  
045-461-3895 (内線 6025)
- ・北陸地方整備局 北陸技術事務所 技術情報課  
〒950-1101 新潟県西蒲原郡黒埼町大字山田字堤付 2310-5  
025-231-1281 (内線 342)  
新潟港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
〒951-8011 新潟県新潟市入船町 4-3778  
025-223-2017 (内線 423)
- ・中部地方整備局 中部技術事務所 技術情報課  
〒461-0043 愛知県名古屋市中区大幸南 1-1-15  
052-723-5701 (内線 342)  
名古屋港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
〒457-0833 愛知県名古屋市南区東又兵衛町 1-57-2  
052-612-9984 (内線 232)
- ・近畿地方整備局 近畿技術事務所 技術情報課  
〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町 11-1  
072-856-1941 (内線 511)  
神戸港湾空港技術調査事務所 調査課  
〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7-30  
078-331-0058 (内線 35)
- ・中国地方整備局 中国技術事務所 技術情報課  
〒736-0082 広島県広島市安芸区船越南 2-8-1  
082-822-2340 (内線 342)  
広島港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
〒730-0029 広島県広島市中区三川町 2-10  
082-545-7018 (内線 41)
- ・四国地方整備局 四国技術事務所 技術課  
〒761-0121 香川県木田郡牟礼町大字牟礼 1545  
087-845-3135 (内線 312)  
高松港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
〒760-0017 香川県高松市番町 1-6-1  
087-811-5661 (内線 251)

- ・九州地方整備局 九州技術事務所 技術課  
〒830-0002 福岡県久留米市高野 1-3-1  
0942-32-8245 (内線 516)  
下関港湾空港技術調査事務所 技術開発課  
〒750-0066 山口県下関市東大和町 2-29-1  
0832-68-1250 (内線 51)
- ・国土交通省大臣官房技術調査課内 (郵送のみ)  
新技術活用評価委員会事務局 (大木、本間)  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

## 5. 公募期間

公募期間は、平成17年5月31日からとする。

## 6. 技術の選定に関する事項

### (1) 技術の選定に関する基本的考え方

選定にあたっては、従来の技術基準やマニュアル類に代表される固定観念にとらわれない画期的な技術であり、それを活用することで“飛躍的な改善効果が期待できる”、“大規模な展開が期待できる(波及効果が大きい)”、“技術力に優れた企業が伸びる環境が構築される(競争的環境の構築)”、“国際貢献に資する”等の効果が期待できるものを基本として選定する。

また、従来技術に比べ、画期性が高く、課題(テーマ:社会、施策、現場のニーズ)及び公共の利益に対する効果が明確であるものを選定する。

### (2) 技術の選定の視点

応募資料に基づき、以下の観点から総合的に技術の選定を行う。

- 1) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 2) 公募テーマ及び公募条件に適合していること。
- 3) 応募技術の条件等に適合していること。
- 4) 技術の成立性が確認されていること。
- 5) 技術に創意性があること。
- 6) 従来技術に比べ、画期性が高いこと。
- 7) 活用の効果(経済性、工期、品質、安全性、施工性、環境保全等)が優れていること。
- 8) 地方整備局で発注される事業において活用が見込めること。

### (3) 結果の通知・公表

応募者に対して、新技術活用評価委員会の審査終了後に選定結果を文書で通知する予定である。また、選定された技術は登録されている NETIS 上において、推奨技術として公表する。

なお、NETIS(評価試行方式)に未登録の技術については、評価試行式申請時と同様に受付審査後に技術情報を NETIS 上において公表する。また、評価試行方式の応募技術として同時申請を行った場合は、評価試行方式に基づく申請技術の取り扱いに基づき、評価結果等は NETIS 上に公表する。

### (4) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により選定を受けたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他 選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 7. 選定技術の活用等

国土交通省は、選定された新技術について、技術の普及及び適用可能な直轄工事等での活用に努めるものとする。

## 8. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (3) 応募された資料の差し替えは、原則認めない。
- (4) 応募された資料は返却しない。
- (5) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (6) 選定の過程において、応募技術の内容について応募者に説明を求める場合がある。
- (7) 選定された技術の活用にあたり、応募者には工事発注等でその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。
- (8) 問い合わせに関しては以下の通りとする
  - ・ 問い合わせ：新技術活用評価委員会事務局  
国土交通省 (代表) TEL 03-5253-8111  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
大臣官房技術調査課 (大木、本間) (内線 22345、22348)
  - ・ 期 間：平成17年5月31日から土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、10時00分から16時00分まで(12時00分から13時30分は除く)。